

電子証明書が失効する場合とその対応

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
①	氏名、住所等の変更 ※住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の記載が修正された場合に失効	（失効しない）
②	本人の死亡等 ※住民票が消除される場合に失効 →死亡、国外転出、住基法適用外（外国人が在留資格を喪失した場合等）となったとき 等	同左
③	本人の申出 （ア）マイナンバーカードの失効に伴う利用停止の届出 →カードの紛失・盗難、カードの有効期限到来、個人番号の変更 等 （イ）電子証明書の利用停止、秘密鍵の漏えい等	同左
④	電子証明書の有効期限到来 ※有効期間は原則5年 →5年以内にマイナンバーカードの有効期限が到来する場合は、マイナンバーカードの有効期限まで →利用者証明用電子証明書の有効期限と一致	同左

署名用 : ×失効
利用者証明用 : ○有効

↓
住所・氏名等の確認手続へ

→①更新後の署名用電子証明書を
送信してもらう
②マイナンバーカードの入力補助
アプリの記録情報を送信してもらう

署名用 : ×失効
利用者証明用 : ×失効

↓

電子証明書の失効理由	分かること
affiliationChanged	「死亡」又は「海外転出」
cessationOfOperation	「カード紛失」又は「海外転出」
Superseded	「証明書更新」
certificateHold	「カード紛失」

各事業者の登録時情報（電子証明書）でチェックが可能

※未成年者、被成年後見人は、利用者証明用電子証明書のみ取得。
それ以外の場合でも、2種類の電子証明書のどちらか一方のみ取得する場合あり
（ただしレアケース）。

※上記のほか、電子証明書に記録誤り又は記録漏れがあった場合等に失効。